

定山溪クマ牧場レポート ～定山溪クマ牧場の新たな問題点について～

川口短期大学 准教授 小島 望

北海道の定山溪クマ牧場は 2004 年に閉園してはいるが、特定動物であるヒグマ (*Ursus arctos*: 以下クマとする) が現在も飼養されている。2011 年 8 月に『動物の愛護および管理に関する法律』違反の疑いで NPO 法人地球生物会議が札幌市に立ち入り検査と改善指導を求め、複数の法令違反が発覚している (北海道福祉局, 2011a : 2011b)。その後、市による改善指導が続けられながらも依然として多くの問題が改善されていないことが情報公開請求で得られた資料によって判明した。

本報告では、閉鎖しているために公にされない同施設のクマの不適切な飼養実態について検証・分析を行ない、具体的な改善策を提言した。

1. 全個体を老齢と「不適切」な診断した獣医師について

…特定動物クマに対して義務となっているマイクロチップ埋め込みができない場合には、『特定動物の飼養又は保管の方法の細目』第 2 条第 1 号に示されるマイクロチップ埋め込みの免除・猶予の手続きを行なうことが義務づけられている。定山溪クマ牧場に関わっている獣医師は、本細目第 2 条第 1 号のハに該当するとして、同施設で飼養されている全ての個体が老齢でマイクロチップの埋め込みに耐えられる体力を有しないとの「不適切」な判断を行ない、ハマノホテルズ (以下、事業者とする) のマイクロチップ埋め込み免除申請に手を貸したことが得られた資料からわかっている。クマについて診断を下すことのできる程度の知識を有していないにもかかわらず事業者都合のよい診断をした、あるいは故意に虚偽の診断をしたかのいずれかであろう。マイクロチップ埋め込み免除申請書が 9 月 6 日に出されていることから、地球生物会議から札幌市動物管理センター (以下、市とする) 宛てに出された 2011 年 8 月 17 日付の要望書 (地球生物会議, 2011) に記された、全ての個体が老齢ではなく、繁殖可能な個体が大部分であるとの専門家の指摘は伝わっていたはずである。その点について市の担当者に問うと、全個体が老齢であるとの判断に疑問がないわけではないが、獣医師の判断なので不適当として突き返すことはできないとのことであった。しかし、当該獣医師に専門家の判断を伝える、あるいは慎重な対応を求めることはできなかったのだろうか。そもそも特定動物は危険な動物であるが故にマイクロチップの埋め込みが義務づけられている。それを知りながらも無責任な診断を下して免除に手を貸しているのは明らかに公共の利益に反した行為である。さらに、明らかに虚偽といえる診断は、獣医師に対する市民の信頼を失墜させることにもつながりはしないだろうか。市が事業者に行行政指導をするなかで、クマを診断する獣医師として北大獣医学部を紹介することを提案する。北大獣医学部ならば経験、実績ともに申し分なく、依頼があれば本人も断らないとのことである (前田菜緒子氏私信)。

加えて、情報公開請求によって得られた資料である業者から出された免除証明書 (「マイクロチップの埋込みに耐えられる体力に係る証明書」) には、診断を行なった住所と獣医氏名のみが記載されており、しかもそれらは全て個人情報の観点から黒塗りにされてい

のために獣医師が誰であるのかを特定することができない。本来提出するべきはずのマイクチップが埋め込まれている旨を証明する証明書（「動物個体識別記号登録申込書」）には、埋め込みを行なった獣医師が所属する病院名が記載され、その病院名は黒塗りとならないために、個人を特定する手がかりが残される。動物個体識別記号登録申込書の代用として提出する免除証明書には同等の情報量がなければならないはずであるにもかかわらず、なぜ病院名を記入しなくてもよい書類様式となっているのか整合性がつかない。免除申請書類には診断した獣医師名だけでなく、病院等所属先を記入する欄を設けることを市に提案する。

2. 雌雄混合飼養を未だに続けていることについて

…市によると、雌雄別にするよう指導をしているが、特にオスが問題で、2頭を一緒にすると劣位個体を追いまわし、1頭ずつ別々にすると施設を破壊するほど暴れまわって逸走につながりかねないので、結局、雌雄混合のままになっていると事業者から説明を受けているとのことである。しかし、これらはヒグマの習性を知らない事実¹に反した内容で、ヒグマは雌雄混合よりもオス同士にした方が大人しくなり（メスを獲得する必要がないため）、もしも劣位個体を追い回すほど相性が悪いならばメスと混合で飼養している状態で既に殺されているとのことである（前田菜緒子氏私信）。また、いくら暴れようともクマに破壊される懸念があるような強度の施設でこれまで飼養していること自体に大きな問題がある。

また、交尾行動が確認されている以上、繁殖の可能性は否めず、出産しても子どもが殺されるか食べられるなどが考えられることから、動物福祉の観点から雌雄混合で飼養していることは絶対に避けるべきである。

専門家の意見を聞くこともなく、事業者のこのような稚拙な言い分を基に自らの乏しい知識のみで判断しているようでは市に適切な指導をすることは期待できない。早急に専門家の意見を指導や改善命令に反映できる体制づくりに努めるよう市に提案する。

3. 約1年で半数が死亡した飼養への疑問について

…約1年の間に13頭（オス4、メス9）のうち5頭（オス2、メス3）が死亡した件について、虐待もしくはネグレクトの疑いがある。短期間に5頭という少なくない頭数が死亡したという事実から、市は動物虐待その他が疑われる不審死として認識すべきであった。最も問題なのは、短期間で複数頭が死亡したのであるから、まず感染症の疑いを考え、死因確認のために解剖を行なう必要があったにもかかわらず何もなされなかったことである。実際に八幡平のクマ牧場から阿仁クマ牧場へ輸送された際に北秋田市では、死亡した個体について解剖を行なって死因を調べている（秋田魁新報、2012）。

市によると、事業者は高齢や昨年夏の気温の高さが原因であると説明しているようであるが（市の見解では栄養の偏りによる短命ではないかと見解を示していた）、専門家に1年ほど前に撮影された動画を見せて各個体の健康状態について確認してもらったところ、確かに健康状態のよくない個体が含まれてはいたが、1年という短期間に5頭も死亡することは通常考えにくいとの見解を示している（前田菜緒子氏私信）。

現在、残るは8頭（オス2、メス6）となって頭数が減ったことによって、1頭1部屋

の寝床が準備できたらしいが、これまでの事業者の態度や経緯を考えると、あまりにもうまく出来すぎている感が否めない。『北海道動物の愛護及び管理に関する条例施工規則』別表第3条第2号ク「眠る場所又はこれに代わるべき設備が設けられていること」との整合性のため、何らかのかたちで頭数調整をした可能性を否定できないからである。

いずれにせよ、大型哺乳類が短期間に複数頭死亡という異常な事態を考慮すれば、動物虐待その他が疑われる不審死として認識すべきであった。市が解剖を積極的に指導すべきであったことは明白である。原因究明をしなかったことについては市の管理行き届きは免れない。いくつもの法令違反があったにもかかわらず、指導内容の達成期日を約1年も猶予するなど甘過ぎる対処をし、事業者の言い分を鵜呑みにしている市の姿勢は不作為とも取られかねない危うさがある。市は本来飼養すべきではない危険な動物の飼養に許可を出しているという立場上、馴れ合いと誤解を受けるような対応をするべきではない。特に閉園して衆人の目に触れない同施設を所有する当該事業者に対しては厳格な姿勢で臨むよう市に強く要望する。

4. 周辺観光施設および地域住民への情報公開とその周知について

…定山溪クマ牧場一帯には野生個体が生息しているため、飼養個体に野生個体が誘引される可能性などを考慮した対策を考えなければならない。登別クマ牧場では、建設して間もない頃に野生のクマが施設近くに出没したという元飼育員からの情報がある（前田菜緒子氏私信）。野生個体が誘引される可能性があるならば、第一に当該施設に隣接している（佳松御苑吉兆）の従業員や宿泊客への安全確保を考えなければならない。また当該施設で飼養されているクマにはマイクロチップが埋め込まれておらず、また個体識別も適切にできているとはいえないため、逸走した際には飼養個体か野生個体かの区別がつかなくなってしまう可能性がある。地域住民に対する安全確保の視点から、誘引されたクマが付近で出没した、あるいはクマが逸走した際のマニュアルを作成し公開すべきである。

他方、2011年8月に当該施設について報道がなされた際に、地元観光協会（定山溪観光協会）がクマを飼養している情報や動物愛護の観点から適切な管理を求めるコメントがあった（STV, 2011）。同業者からのこの異例ともいえる見解表明は、事業者に対して過去の法令違反への反省や地元観光に与えたマイナスイメージへの改善を暗に要求していると理解すべきである。

以上のことから、事業者および市は上記のような可能性や現状を考慮し、地元積極的に当該施設の情報を公開するよう、両者に提案する。

5. 問題のある特定動物飼養施設の情報公開について

…今回、情報公開で得られた資料に基づき、飼養施設の見学および飼養担当者へ聞き取りを事業者へ依頼したが、全て拒否された。2011年に同様の依頼をした際には、施設の老朽化を理由に入園を拒否されたが、この1年以上の間に市の指導によって施設は改修され安全となっているはずで、拒む理由は見当たらない。やましいことがなければ何ら問題はなく、かえって事業者の言い分を主張できる機会のはずであった。それにもかかわらず応じないということは、動物虐待が行なわれているなど表面化すると都合の悪いことがあるため隠ぺいしたい思惑があるとされても仕方ないだろう。事業者は複数の法令違反への反

省を踏まえ、真摯な対応をするべきである。2012年4月20日に八幡平クマ牧場において、施設を脱走したヒグマによって従業員二名が襲われて死亡したという痛ましい事故を例に挙げるまでもなく、市が適切な指導ができず、事業者が情報を隠ぺいしたまま特定動物を飼養している現状について望ましくないのは明らかである。問題ある特定動物を飼養する施設について、情報公開請求によって得られる文書の黒塗りになる部分を極力減らし、積極的な情報公開に努めるよう市に強く要望する。

最後に、本件のように明らかな異常飼養や虐待への解決策のひとつとして、「救助（レスキュー）する」という新しい役割を道内の動物園に提案したい。その際、経験豊かな飼育員のいる、適切な飼養が可能な動物園にこそ積極的に引き取りを行なってほしい。

<参考文献>

秋田魁新報（2012）阿仁移送のクマ2頭死ぬ 飼育環境の変化原因か。2012年11月17日。

地球生物会議（2011）定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに立入調査に関する要望書。2011年8月17日。

北海道福祉局保健所動物管理センター（2011a）「定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに立入調査に関する要望書」について（回答）。2011年8月31日。

北海道福祉局保健所動物管理センター（2011b）定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに立入調査に関する再質問書に対する回答（回答）。2011年10月3日。

NPO法人地球生物会議クマ牧場調査班（2011）閉園した定山溪クマ牧場の現状と問題点～動物愛護管理法における特定動物の飼養保管基準の見直しについての考察～。2011年10月17日。

STV（2011）旧クマ牧場に立ち入り検査。2011年8月25日。